板橋区いじめの重大事態再調査委員会設置要綱

令和２年７月３日　区長決定

（目的）

第１条　学校（東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成26年板橋区条例第23号。以下「条例」という。）第２条第４号に規定する学校をいう。）で発生した、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第１項に規定する重大事態に関し、法第30条第２項及び条例第15条第１項の規定に基づき区長が行う調査を実施するため、板橋区いじめの重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　再調査委員会は、区長の諮問に対して、当該重大事態の関係者への聴き取り調査その他適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

（構成）

第３条　再調査委員会の委員は、いじめ（法第２条第１項又は条例第２条第１号に規定するいじめをいう。）の問題に対して知識・経験を有する者で構成し、区長が委嘱する。

２　委員の定数は、３名とする。

３　重大事態の関係者又はこれらの者と直接の人的関係若しくは特別の利害関係を有する者については、委員となることができない。

（委員の任期）

第４条　再調査委員会の委員の任期は、委嘱の日から第２条の諮問に対する最終的な答申を行う日までとする。

（委員長）

第５条　再調査委員会に委員長を置く。

２　委員長は、再調査委員会に属する委員が互選する。

３　委員長は、再調査委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

４　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（招集等）

第６条　再調査委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、区長が招集する。

２　委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により、意見を聴くことができる。

３　委員長は、委員定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

４　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会議の非公開）

第７条　再調査委員会の会議は、個人情報保護の観点から、非公開とする。

（守秘義務）

第８条　再調査委員会の委員は、正当な理由なく、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第９条　再調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関して必要な事項は、総務部長が別に定める。

付　則

この要綱は、区長決定の日から施行する。